



厚生労働省奈良労働局発表
平成27年4月27日

担
当

奈良労働局労働基準部健康安全課
課長 直野 泰知
課長補佐 鯨本 琢吾
電話 0742-32-0205

労働災害は2年ぶりの増加・死亡災害は大幅増

今後は業種の特성에応じた対策を推進

～死亡者数は6年ぶりの高水準、死傷者数も前年比4.9%の増加 平成26年労働災害発生状況～

厚生労働省奈良労働局（局長 吉野彰一）では、平成26年に県内で発生した休業4日以上の労働災害の発生件数を、次のとおり確定しましたので発表します。

ポイント

1 労働災害は2年ぶりに増加

- ・平成26年の労働災害による死傷者数は1,356人。平成25年に比べ4.9%増加。
- ・労働災害の増加は平成24年以来2年ぶり。（H24：1350人 H25:1293人 H26:1356人）

「死傷者数」は、休業4日以上の死傷者数。以下同じ。

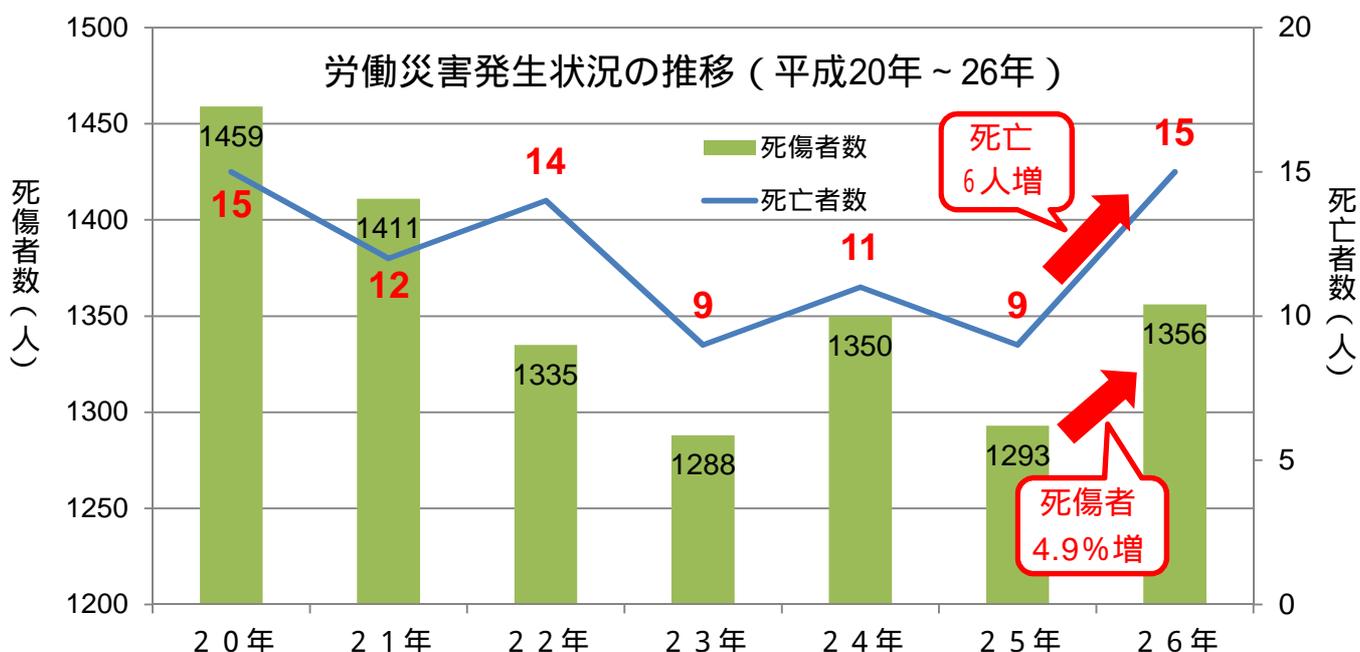
2 死亡者は15人。平成20年以来の高水準

- ・平成26年の労働災害による死亡者数は15人。平成25年に比べ6人増加。
- ・死亡数15人は、平成20年以来の高水準。

（H20：15人 H21：12人 H22：14人 H23：9人 H24：11人 H25：9人 H26：15人）

3 北和地域で半数近く発生。運輸交通業が増加傾向。

- ・地域別には、北和地域で47.2%を占めた。北和地域では特に運輸交通業で労働災害が増加傾向にあり、平成23年から3年間で約1.5倍（H23：81人 H26:125人）となっている。
- ・このほか、中和地域（西部）では第三次産業、中和地域（東部）では製造業及び建設業が増加。南和地域では建設業の労働災害が高止まり。



1 災害の特徴等

(1) 死傷者数の動向

- ・平成26年の休業4日以上の死傷者数は1,356人で、前年に比べ63人増加（前年比4.9%増加）しました。
- ・平成24年は62人増加、25年は57人減少しているため、2年ぶりの増加となります。
- ・近年は1,300人前後で増減を繰り返しており、平成21年以降では2番目に高い数値となります。

(2) 死亡者の動向

- ・平成26年の死亡者は15人で、前年に比べ6人増加し、平成20年以来の高水準となりました。
- ・15人のうち8人は建設業の死亡者であり、半数を占めました。
- ・事故の型としては、足場などの高所から墜落・転落した災害が7人、車や機械にはさまれた災害が4人、交通事故が2人などでした。

(3) 業種別の動向

- ・業種別では、製造業、運輸交通業で死傷者数が増加しました。また、建設業、第三次産業で死亡者が増加しました。

製造業

死傷者数が341人で、前年に比べ30人増加（9.6%増加）しました。特に、金属製品製造業、木材木製品製造業が増加しています。景気の回復に伴い受注量が増加し、労働災害発生のリスクが高まっていることが要因と考えられます。

運輸交通業

死傷者数が187人で、前年に比べ12人増加（6.9%増加）しました。特に、北和地域では24人増加（23.7%増加）しており、平成23年から3年間で1.5倍に増加（H23: 81人 H26: 125人）しました。景気の回復に伴い輸送量が増加し、労働災害発生のリスクが高まっていることが要因と考えられるほか、1年間で災害を複数発生させた事業場が複数見られることが特徴的です。

建設業

死亡者が8人で、前年に比べ4人増加しました。8人中5人は高所からの墜落・転落で、このほか、掘削溝の崩壊や交通事故による死亡がありました。工事量が増加し、労働災害発生のリスクが高まっていることが要因と考えられるほか、事業場及び労働者に、災害を防ぐために危険をいち早く察知する感受性（危険感受性）の低下が懸念されます。

第三次産業

死亡者が3人で、交通事故、車などにはさまれ、脚立ごと転倒による死亡がありました。また、死傷者数を業種別に見ると、小売業や接客娯楽業では減少していますが、社会福祉施設などの保健衛生業で増加しており、全体としては前年に比べ11人増加（1.9%増加）しています。第三次産業では、転倒や動作の反動（ねんざや腰痛など）といった災害が44.8%を占めることも特徴的です。

2 奈良労働局の今後の対応

奈良労働局では、それぞれの業種の特性に応じて下記の対策を進めてまいります。

製造業

労働災害が増加した北和地域、中和地域（東部）を中心に、安全衛生意識を高める取組を進めてまいります。具体的には、新入社員をはじめとした未熟練の労働者に対する安全衛生教育や、安全の「見える化」の普及などの取組を行います。

運輸交通業

特に北和地域を中心に、業界団体に対する災害防止の意識啓発を進めてまいります。また、1年間に複数の労働災害を発生させた事業場に対する指導を徹底してまいります。

建設業

死亡災害対策を特に重点的に行うこととして取組を進めてまいります。具体的には、個別の事業場に対する指導を徹底するほか、個々の労働者に至るまで安全意識を啓発する取組を進めてまいります。また、公共工事を発注する機関などを通じて労働災害防止に対する注意喚起を行います。

第三次産業

第三次産業の労働災害は、転倒や動作の反動（ねんざや腰痛）といった、必ずしも法令違反に起因しないものが多いことから、業界及び労働者全体に対する安全意識を啓発する取組を進めてまいります。また、転倒災害防止、交通事故防止などの業種横断的な取組による対策を進めてまいります。

（注）本紙では、奈良労働基準監督署の管内を「北和地域」、葛城労働基準監督署の管内を「中和地域（西部）」、桜井労働基準監督署の管内を「中和地域（東部）」、大淀労働基準監督署の管内を「南和地域」と称しています。

各労働基準監督署の管轄区域は以下のとおりです。

奈良労働基準監督署・・・奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、生駒郡、山辺郡

葛城労働基準監督署・・・大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高市郡、北葛城郡

桜井労働基準監督署・・・桜井市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、吉野郡のうち東吉野村

大淀労働基準監督署・・・五條市、吉野郡（東吉野村を除く）